

令和7年度灯油購入費等の助成を行います

世帯全員が令和7年度の住民税非課税で、

令和7年11月1日現在、次のいずれかに該当する世帯が対象です。

『世帯全員が社会福祉施設などに入所している世帯』『生活保護受給世帯』は対象外です。

○65歳以上の高齢者のみの世帯

○身体障害者手帳1級・2級、療育手帳Aまたは精神障害者保健福祉手帳1級のいずれかを持っている人がいる世帯

○特別障害者手当または障害児福祉手当、特別児童扶養手当または障害基礎年金1級・2級のいずれかの受給者がいる世帯

○ひとり親などの世帯（18歳までの子と父または母のみで構成されている世帯、もしくは両親が死亡、行方不明となった等の理由で18歳までの子を扶養している世帯）

※18歳までの子とは、平成19年4月2日以降生まれの子です。

≪申請受付期間等≫

期 間：令和7年11月4日(火)～令和8年1月30日(金)

＜土・日曜日、祝日、市役所閉庁日は除く＞

助成額：5,000円（1世帯1回のみ）

≪申請方法等≫

◆郵送での申請

※ 郵送での申請にご協力ください。

- ・申請書に必要事項をご記入の上、返信用封筒で送付してください。
- ・障害基礎年金を受給している方は、年金額改定通知書（はがき）や年金証書の写しが必要です。
- ・振込を希望する口座が確認できる通帳またはキャッシュカードの写しが必要です。（昨年度と同じ口座への振込を希望する場合は、通帳等の写しは不要です）

◆窓口での申請

場 所：福祉課（市役所1階 16番窓口）平日の午前8時30分～午後5時15分まで

※ 受付開始から1週間程度は混雑が予想されます。

- ・申請書に必要事項をご記入の上、提出してください。
- ・障害基礎年金を受給している方は、年金額改定通知書（はがき）や年金証書をご持参ください。
- ・振込を希望する口座が確認できる通帳またはキャッシュカードをご持参ください。

＜注意事項＞

- ※本市に住民票は異動せず東日本大震災の避難世帯として復興庁の定める避難者として登録をしている世帯や、令和7年1月2日以降に本市に転入した世帯の方は、以前の居住市町村が発行する令和7年度の市町村民税（住民税）が非課税である旨の証明書の添付が必要です。

≪振込みについて≫

交付決定時期により、指定した金融機関口座に振り込みを予定しています。

交付を決定した時期	振込予定日
11月中	12月18日（木）
12月中	1月15日（木）
1月中	2月19日（木）

≪問い合わせ先≫東根市役所福祉課 地域福祉係 電話：42-1111（内線2141・2143）